

防犯対策マニュアル

NPO法人はあとびあ21

放課後等デイサービス フレンズ

不審者対策マニュアル

I はじめに

フレンズを利用されている利用児及び家族・職員の生命を守るために、事業所内に侵入した不審者に即座に対応できるようにマニュアルを策定する。

II 基本的事項

(1) 不審者への基本的対応

職員は、不審に思う来訪者が訪れた場合は、毅然とした態度で要件等について質問を行う必要がある。この場合、冷静沈着な態度、言葉づかいに注意するとともに、人権侵害等の行き過ぎやそしりを受けないよう十分注意しなければならない。相手方の返答、状況によっては立ち入りを拒否、又は退去を求める措置を講ずる。

- ① 不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為者に至るまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行う。
- ② 相手の顔色、目の動き、手足の動き等に注意し相手から目をそらさない。相手の状況を冷静に観察し、先入観にとらわれないこと。
- ③ 冷静な態度、穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗じない。
- ④ 熱意と誠意のある態度で臨み、相手を犯罪者扱いにしない。
- ⑤ 可能な限り複数で対応することが望ましい。
- ⑥ 不審者の状況が重大で、かつ緊急を要する場合は、速やかに SECOM 及び 110 番通報を行う。タイミングを損なわないことが重要である。
- ⑦ 不審な点が解消した場合は、速やかに質問を打ち切り、わずかな時間でも手間をおかけしたことに感謝の気持ちを表す事を忘れないこと。

(2) 基本的留意事項

- ① 不審者を犯人扱いにせず、行き過ぎないように注意する。
- ② 不審者を即、現行犯人と決めつけない。不審者は、あくまで不審者である。
- ③ 呼びかけの第一声は、基本的人権侵害のそしりを受けないように注意する。
- ④ 呼びかけながら相手の挙動に注意し、油断や即断はしない。
- ⑤ いずれの場合も、相手の人相、身長、体格、衣類等の特徴をつかみ、メモする。
- ⑥ 飲酒者等の取り扱いには工夫を凝らし、行き過ぎや怪我をさせないように十分に注意する。

(3) 緊急対処の基本的要領

① 不審者

1) 2名以上で対応するのが基本。

2) 通報者から状況を確認する。

3) 動向を観察しながら接近し、さりげなく声をかける。

「ご用件はいかがでしょうか」「誰をお訪ねですか？」等々

4) 接近するのは1名。他の者は、目立たない所から状況を把握すると共に不足の事態に備え、必要ある時は応援に駆けつける。

② 迷惑行為者

1) 2名以上で対応するのが基本。

2) 観察しながら、さりげなく接近し、迷惑を被っている人（被害者）に対して声をかける。

「どうされましたか？」（声をかけるだけで、迷惑行為を中止する場合は殆どである）。

3) 迷惑行為の被害者が不特定の場合は、行為者に対して毅然とした態度で注意する。

「ここでそのようなことをされますと、迷惑となりますので、止めてください」等々。

(4) 安全確保

① 利用児の安全確保を最優先する。

利用児が危険に直面しているときは、当該の危険から脱出させることを第一に考える。

② 職員自身の安全を守る。

利用児の安全確保に加え、職員自身の身の安全の確保を行うこととする。特に職員1人で対応するのではなく、複数の職員で対応するなど、日頃の防犯訓練などを通して様々な場面を想定した上で、どのように職員間で連携が取れるのかを検討する。

③ 危険を感じたら一刻も早く通報し、警察に連絡する。

危険を感じたら一刻も早くSECOMと警察へ通報し、出動要請を行う。不審者の身柄の拘束は警察に委ね、極力危険は冒さない。

また結果的に通報するほどの事態とはならなかった場合であっても、万が一という事もあり得るため、通報が遅れないようにする（通報が空振りであってもかまわない）。

さらに危機的状況では混乱は避けられない。「多分通報しただろう」「誰かが通報しただろう」では手遅れとなりうるため、「重複してもかまわない。今すぐ通報しよう」と心がける。

④ 近隣の不審者情報を日常的に収集もしくは発信していくことで地域社会と連携する。

不審者に備える上で、インターネット等を活用し不審者情報を確認する。

Ⅲ 不審者、迷惑行為者のチェック

(1) 不審者かどうか？（初期対応）：**チェック1**

① 正当な理由なく暴力的な言動を取っているか？。

② 声をかける前に不審を感じるような場合は、1人で対応せず2名以上で対応する。

(2) 退去を求める！（緊急対応）：**対応1**

- ① 言葉や相手の態度に注意しながら相手を刺激しないように丁寧に退去するように説得する。時には受容的に話を聴く、相手を否定するような声掛けをしない。その際、相手に近寄りすぎない。(最低 1~2mは離れること)
 - ② 更に危険を感じるような場合にあつては、速やかに SECOM・警察への通報を行い、緊急出動を要請する。
※次のような場合は不審者、迷惑行為者として即座に判断し、速やかに警察へ通報する。
・ 正当な理由なく暴力的な言動をする。
 - ③ 退去したかに見えた不審者、迷惑行為者が再度侵入したり、事業所周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は対応した職員がその場（安全な場所）に残って様子を見る。
- (3) **危害を加える恐れはないか？ : チェック 2**
- ① 所持品に注意する。
凶器（刃物、棒、銃、灯油やガソリン等の液体等）を所持していたら、直ちに警察へ通報する。
※凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - ② 暴力を行使しようとしているか？
 - ③ 制止を聞かず興奮状態であるか？
- ★上記の行動が見られた時には速やかに SECOM 及び警察に通報する : 対応 2

110 番連絡表

連絡の要点 ★落ち着いてはっきりと相手に伝える

第一声「事件です！」※緊急である事を早く知らせる！

- ① フレンズ
- ② 射水市三ヶ2467
- ③ 電話番号 0766-75-3885
- ④ 連絡者氏名 ○○○○です
- ⑤ 概要の説明・いつ・どこで・なにがあったか・今どうなっている
- ⑥ 不審者は、(人相・服装・逃走方向など)

SECOM 連絡表

連絡の要点 ★落ち着いてはっきりと相手に伝える

第一声「事件です！」※緊急である事を早く知らせる！

- ⑦ フレンズ
- ⑧ 射水市三ヶ2467
- ⑨ 電話番号 0766-75-3885
- ⑩ 連絡者氏名 ○○○○です
- ⑪ 概要の説明・いつ・どこで・なにがあったか・今どうなっている
- ⑫ 不審者は、(人相・服装・逃走方向など)

(4) **利用児の安全を守る：対応3**

利用児の安全を守るため、以下のように行動する。

- ① 利用児に危害が及ぶ可能性が低い時は、その場に待機してすぐに避難できる体制をとる。
SECOMの施錠は決して解除せず、室内には決して入れない!
- ② 室内に入られてしまう等、利用児に危害の恐れがある場合は、職員が不審者と利用児の間に入り、身近なもので不審者と一定の距離を置きつつ、両者を引き離し、安全な場所へ避難させる。
 - ・机、椅子、作業で使用する道具等を利用する。

(5) **負傷者の確認・保護**

- ① 負傷者がいるか把握する。
 - 1) 全員を集合させ、負傷者がいないか確認を行う。
 - 2) 負傷者がいる場合は速やかに応急手当の実施、救急車の要請を行う。
 - 3) 怪我の状況が重いようであれば、速やかに救急車を呼ぶ。
- ② 救急搬送する場合は職員が付き添う。なお、付き添った職員は、随時病院から負傷者の状況を関係者及び事業所に連絡する。
- ③ 情報を集約する。

(6) **警察への引き渡し、状況報告、周知：対応4**

- ① 警察への引き渡し
 - 1) 分かっている限りの情報を警察に報告する。
 - 2) 不審者の身柄の拘束は警察に委ね、危険は冒さないこと。
- ② 利用児のご家族への報告
 - ・状況が収束し次第、ご家族へ報告する。
- ③ 関係機関へ報告
 - ・各関係機関へ報告する。(緊急連絡先一覧参照)

IV 検証課題分析

防犯に関する会議は、随時開催する。ただし、緊急に開催する必要がある時にはその都度、管理者が召集する。その会議において検証課題の分析を行い、全職員に結果報告を行う。

- (1) 該当ケースを詳しく分析して、不備等がなかったか検証を行う。
 - ① 職員の対応での問題点
 - ② なぜ、負傷者が出たのか?
 - ③ 今後の対応方法の見直し等
- (2) 検証にあたっては以下の防犯チェックポイントをチェックし、検証の材料とする。

【防犯チェックポイント】

- 事業所内で死角になるところはないか

- 事業所内を見渡す際、樹木などが視界を遮っていないか
- フェンスや窓ガラス、カギの破損はないか
- 安全を配慮した配置になっているか
- 防犯の情報や体制などは全職員が理解しているか
- 不審者対応の緊急事態を想定した役割分担や連絡体制を作成し、全職員の共通認識にしているか
- 警察、関係機関等や地域と情報交換、連携がとれているか
- 事業所内敷地内の安全点検を定期的実施しているか

V 施錠と巡回（防犯体制）

外部からの不審者侵入防止のため、玄関や内扉は常に SECOM の施錠を行う。

玄関での児童の出入りの際は、最短の時間でドアの開閉、移動、施錠を行うこととする。

★施錠箇所：計 2 か所

- ・玄関（SECOM による自動施錠：職員の持つカードでのみ開錠できる）
- ・勝手口（鍵による施錠：鍵は 2 か所）

★24 時間、常に施錠された状態とする

VI 情報収集

- (1) 富山県警 HP 射水警察署が出している不審者情報を閲覧し、事業所周辺に情報がある場合は職員間で情報を共有し、警戒に当たる。
- (2) 近隣の学校からメールで届く不審者情報を共有し、警戒に当たる。

別表 1：不審者への緊急対応例

